

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

近年では、急速な少子化の進行や核家族化、地域のつながりの希薄化による子育ての孤立感と負担感の増加、また、幼児期の質の高い教育ニーズの高まりなど、こどもや子育て家庭をめぐる環境が大きく変化しています。このような変化に対応するため、国においては、平成24年8月に、「子ども・子育て支援法」を核とした「子ども・子育て関連3法」（「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正法」「児童福祉法の一部改正等の関係法律の整備法」）が制定され、この関連3法に基づき、就学前のこどもの教育・保育及び地域子育て支援に係る新たな制度（子ども・子育て支援新制度）が、平成27年度から施行されました。

新制度においては、幼児教育・保育の質・量の充実のほか、保護者の働き方や地域ニーズに応じた保育の提供等を図るだけでなく、親子同士の交流や相談の場（地域子育て支援拠点）の充実など、保護者の就労の有無にかかわらず、すべてのこどもと一緒に教育や保育を受けられ、地域の実情に応じて保育の場を確保することとしています。

その後、令和5年4月に施行された「こども基本法」では、次代の社会を担うすべてのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策を総合的に推進することを目的としています。

また、こども基本法の制定に伴い、さらなるこどもに関する施策の推進に向けて、「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」を一元化し、「こども大綱」を定めています。

さらに、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指す「こども未来戦略」（令和5年12月閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が令和6年6月に成立しました。

この法改正により、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、すべてのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育での推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるための子ども・子育て支援特別会計が令和7年度に創設され、児童手当等に充てるための子ども・子育て支援金制度が令和8年度に創設されることになりました（令和10年度までに段階的に導入）。

本市では、平成30年に「高砂市子ども・子育て・若者支援プラン」（以下、「第1期計画」という。）を策定し、『こどもは地域・社会の宝である』という認識のもと、こども一人ひとりの成長を地域社会で支え、社会生活を送るうえで困難を感じることなく自立した若者として育ち、その活躍が地域の活力として育まれていくよう、国や県の取り組みを注視しながら、総合的な取り組みを進めています。このたび、計画の期間終了に伴い、社会潮流や国等の動向を踏まえ、「第2期高砂市子ども・子育て・若者支援プラン」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

■こども・子育てに関する国の動向（法律・制度等の経緯）

年度	法律・制度等	内容
令和元年 (2019年)	「子供の貧困に関する大綱（第2次）」改定	・学力保障、高校中退予防、中退後支援の観点を含む教育支援体制の整備 ・妊娠・出産期からの切れ目ない支援、困難を抱えた女性への支援 ・生活困窮家庭の親の自立支援
令和2年 (2020年)	「少子化社会対策大綱（第4次）」改定	・「希望出生率1.8」の実現に向けて、ライフステージに応じた総合的な少子化対策 ・結婚支援、妊娠・出産への支援、仕事と子育ての両立、地域・社会による子育て支援、経済的支援
令和3年 (2021年)	「子供・若者育成支援推進大綱（第3次）」改定	・すべての子供・若者の健やかな育成、困難を有する子供・若者やその家族の支援、創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援、子供・若者の成長のための社会環境の整備、子供・若者の成長を支える担い手の養成・支援
令和4年 (2022年)	「こども基本法」成立 (令和5年4月1日施行)	・こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法 ・施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映、支援の総合的・一体的提供の体制整備、関係者相互の有機的な連携の確保
令和5年 (2023年)	「こども大綱」閣議決定	・こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等 ・少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困に関する大綱の3大綱を一元化
	「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」閣議決定	・すべてのこどもの誕生前から幼児期までの「はじめの100か月」から生涯にわたるウェルビーイングの向上
	「こどもの居場所づくりに関する指針」閣議決定	・「こどもまんなか」の居場所づくりの実現 ・こども・若者が過ごす場所・時間・人との関係性全てを、こども・若者の居場所とし、こども・若者と一緒に居場所づくりを進めることが示された
令和6年 (2024年)	「こどもまんなか実行計画」決定	・こども大綱に基づく幅広いこども政策の具体的な取り組みを一元的に示したアクションプラン
	「次世代育成支援対策推進法」改正	・令和17年3月末までの時限立法に再延長
	「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」閣議決定	・ライフステージを通じた経済的支援の強化 ・すべてのこども・子育て世帯への支援の拡充 ・共働き・共育での推進 ・給付等を支える財政基盤の確保と見える化の推進
	「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」	・「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の一部改正 ・「子どもの貧困対策」を「こどもの貧困の解消に向けた対策」に変更 ・解消すべき「こどもの貧困」の具体化

2 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

この計画は、第1期計画の位置づけに加え、こども施策をさらに総合的に推進することを目的に、「こども基本法」第9条に基づく「こども大綱」を勘案し、同法第10条第2項に規定する「市町村こども計画」として位置づけます。

また、「子ども・子育て支援法」第2条の基本理念を踏まえ、同法第61条で規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」と一体的に策定しています。

さらに、本計画には、次の計画に関する施策も含んでいます。

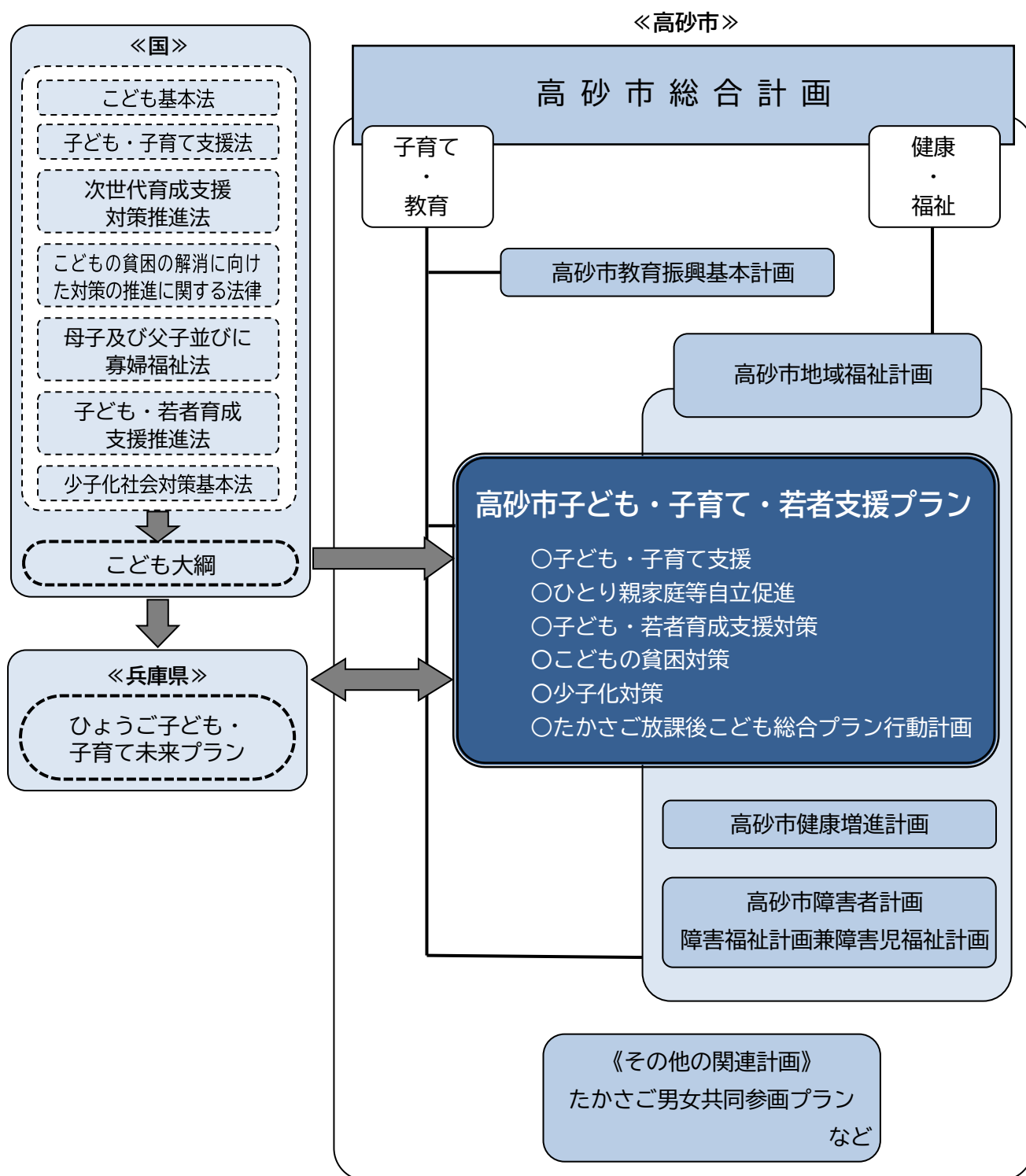
- 「次世代育成支援対策推進法」第8条に規定する「市町村行動計画」
- 「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条に規定する「市町村計画」
- 「子ども・若者育成支援推進法」第9条に規定する「市町村子ども・若者計画」
- 「母子及び父子並びに寡婦福祉法」第12条に規定する「自立促進計画」
- こども家庭庁と文部科学省から示された、放課後児童対策の一層の強化を図るための「放課後児童対策パッケージ」を踏まえた「たかさご放課後こども総合プラン行動計画」

(2) 高砂市総合計画及び他の関連計画との関係

この計画は、高砂市総合計画に掲げられためざす姿の実現を図るこども・子育て分野の部門別計画として位置づけます。

また、この計画には、こどもと子育てを取り巻く教育、保健、医療、福祉、労働、住宅・都市基盤整備などの分野における「高砂市教育振興基本計画」、「高砂市地域福祉計画」、「高砂市障害児福祉計画」、「たかさご男女共同参画プラン」などの関連計画との整合・連携を図りながら、この計画における個々の施策を推進していきます。

■計画の位置づけ



3 計画の期間

この計画は、令和7年度（2025年度）を初年度とし、令和11年度（2029年度）までの5年間を計画期間とします。事業の実施状況など計画の進捗管理を毎年行い、進捗結果をホームページで公表するとともに、必要に応じて見直しを行います。

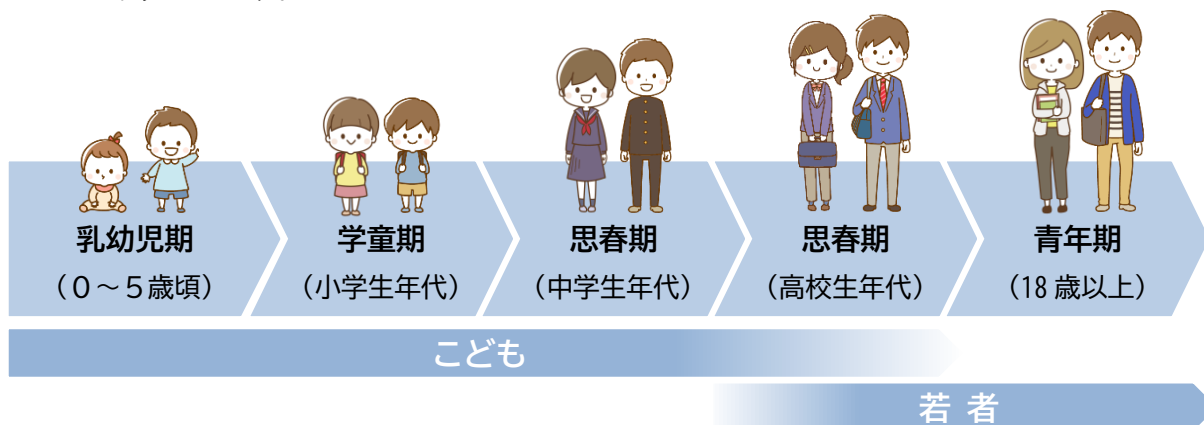
～令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
	第5次高砂市総合計画 (令和3年度～令和12年度)									
第1期 高砂市子ども・子育て・若者支援プラン (平成30年度～令和6年度)					第2期 高砂市 子ども・子育て・若者支援プラン (令和7年度～令和11年度) (本計画)					

4 計画の対象

こども基本法においては、「こども」の定義を、「心と身体の発達の過程にあるもの」としています。本計画における「こども」の対象については、必要な支援やサポートが年齢によって途切れることのないよう、心と身体の発達の過程にあるこどもや若者とします。

なお、「こども」と「若者」は重なり合う部分がありますが、青年期全体を含むことを明確にするため、特に「若者」と記載する場合があります。

また、本計画の対象は、こどもや若者のみならず、その保護者及び家族、取り巻く地域社会すべてを対象とします。



5 計画の策定経過

本計画の策定にあたり、こども基本法第 11 条に基づき、こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるため、市民を対象としたアンケート調査やヒアリング、ワークショップ等を実施し、さまざまな視点から分析を行いました。

(1) アンケート調査の実施

子育て世帯やこども・若者の生活実態や事業に関するニーズ等を把握することを目的に、市内の未就学児童及び小学生児童の保護者、中学生、高校生、若者（15～39 歳）、ひとり親家庭を対象にアンケート調査を実施しました。（調査実施の概要及び結果については、第 2 章「2 アンケート調査結果等からみる市の現状」を参照）

(2) ヒアリング調査の実施

子育て支援者の視点から子育て支援の現状や課題等を把握するため、市内の教育・保育事業者・関係団体など、92 団体を対象にアンケート調査を実施し、75 団体から回答をいただきました。

また、アンケート調査を補完することを目的として、回答のあった団体のうち 11 団体にヒアリング調査を行いました。

(3) こどもワークショップの実施

こどもや若者が学校や地域、市の取り組み施策等において、何に課題を感じているかを把握するため、市内の小中学生を対象としたワークショップを実施しました。

(4) 子ども・子育て・若者会議における審議

本計画の策定にあたっては、幅広い意見に基づく検討を行うため、若者や子育て世代の当事者を含む市民、学識経験者、こども・子育てに関する機関・団体等で構成する「高砂市子ども・子育て・若者会議」において計画内容の審議を行いました。

(5) パブリックコメントの実施

本計画について、こども・若者及び子育て家庭当事者を含め、市民から幅広い意見を聴取するため、計画案に対するパブリックコメントを実施しました。